

第 4 回大井川流域委員会でいただいた
大井川流域の連携に関するご意見に対する考え方

(H23.3.15 版)

多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。

第4回 大井川流域委員会でいただいた大井川流域の連携に関するご意見に対する考え方(H23.3.15版)

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所等	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	(原案)記載箇所
第4回大井川流域委員会	—	<p>(1) 新大井川非出資漁業協同組合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 塩郷堰堤上流のアユの成育は凄く良い。 2. 塩郷堰堤の堆砂によって、アユの生息場所が上流の方に押しやられている。塩郷堰堤下流のアユの天然遡上が少なくなっている。 3. アマゴやイワナ(ヤマトイワナ)に関しては、大井川は非常に貴重な生息場所となっているのではないかと、後世に残していきたい。 4. 濁りについては、崩壊が多いから簡単に濁るが、魚はそれに負けないで生きている。 5. 瀬淵があることにより、魚が大きくなり、台風時の避難場所にもなるので、瀬淵は残すようにしてもらいたい。 6. 河川の工事については、県土木事務所は夏期に工事を行わないように約束をして、守ってもらっている。但し、砂利採取については、堆砂が多いので年中実施している。 7. 港が出来たことによって、天然遡上アユの生息が減るようになったと皆、考えるようになった。 8. アユはコンクリート護岸につくコケも食べるため、コンクリート護岸の影響は少ないと考えられるが、あまり喜ばない。 9. 昭和50年8月の洪水で大井川に4,300m³/sが流れた時と、昨年の2,000m³/sが流れたときの河川の水位が同じであるため、住民は非常に心配しており、何とかして頂きたいと思っている。 10. 急流の河川に付くアオゴケを取るために、砂を流す必要があると言われているが、砂を流すと魚は生息できない。また、土砂も更に堆積してしまう。 11. 大井川はダムがあるからどうしようもない。水質をどうかして欲しい。 12. 塩郷堰堤は、高さが公称よりも71cm高い。また、曲がり角に設置されているため、堆砂しやすい。排砂しにくい欠陥ダムである。 	<p>漁業者の立場から大井川の自然環境、特に魚類の生態について貴重なご意見、ご発言をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>河川整備については、多自然川づくりにより整備することとし、瀬・淵の消失等の河川環境に影響を与える恐れがある場合には、その影響の低減を図るため堤防、護岸、河道掘削等の施工形状、工法等の工夫に努めます。</p> <p>災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、洪水による災害への安全性を向上させるため、水位低下対策として河道掘削を実施するとともに、河道形状の変化を把握するため、定期的な縦横断面測量等を行い、洪水等により河道内に堆積した土砂が洪水の流下等に支障となる場合には、瀬や淵、動植物の生息・生育等、河川環境にも配慮した上で河道掘削を行い河床の維持管理を実施します。</p> <p>大井川の白濁の長期化対策については長島ダムでの選択取水設備による対策を行うとともに関係機関、地域住民、利水者と調整・連携し、汚濁負荷量の低減に努めていきます。</p> <p>大井川は土砂流出が多い河川であるため、土砂生産域から海岸域における土砂移動の連続性の確保に向け、土砂動態の調査研究を進めるとともに、流下能力不足区間での適正な河床高の維持、河床洗掘や河岸侵食の抑制、堆砂に対するダム機能の維持とダム下流への土砂供給促進、海岸侵食の抑制を目指していきます。</p>	<p>第3章第1節第3項 1 (1)</p> <p>第3章第1節第3項 2</p> <p>第3章第1節第4項</p>

第4回 大井川流域委員会でいただいた大井川流域の連携に関するご意見に対する考え方(H23.3.15版)

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所等	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	(原案)記載箇所
第4回 大井川流域委員会	—	<p>(2) 大井川非出資漁業協同組合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下流の河床は低くなっている。大きな石が無くっており、魚の生息にとって好ましくない。 2. 淵が無いと、カワウに対しての逃げ場が無い。淵があることが魚の生息環境に好ましい。 3. 川の中央に河床掘削をすることが多いが、淵と淵を結ぶように掘削すれば、自然に淵が出来るのではないか。流下方向にまっすぐ掘るのではなく、斜めに掘ることを提案したい。 4. 早瀬に付くコケ(アオクサ)の繁茂は、水質悪化につながる。水量減少が関係しているのではないか。魚にとっても、川遊びする人にとっても迷惑である。 5. 河口が封鎖されている状況では、アユは遡上も降下も出来ない。河口については、産卵しやすい環境を作るべきではないか。 6. 多摩川の事例から、河口に魚の休憩場所があると、アユの遡上・降下が旺盛になったとされており、大井川にはそのような場所が出来ていないため、アユの遡上が減少していると思われる。また、河口の開口部の開き方も重要である。 7. 上り下りが出来る魚道の開発が、魚の移動にとって必要不可欠である。 8. 河川に生息しているヤナギの群生地については、護岸の関係や洪水時には流木となって港にも迷惑がかかるということを考えると、早めの内に処分するべきではないか。 9. 大勢の人に川に親しんでもらうような方策を取らないと、川に対する認識が薄れていくのではないか。 10. 魚の生息環境とヤナギは関係がないと考えている。このままヤナギが増えていくと、魚に影響がでるのではないかと考えている。 11. 最近のアユの産卵が県で定めている時期より1ヶ月ぐらい遅れており、河川工事は既に始まっているため影響があるのではないか。自然も大事であるが、護岸工事を第一に行って欲しい。 	<p>漁業者の立場から大井川の自然環境、特に魚類の生態について貴重なご意見、ご発言をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>河川整備については、多自然川づくりにより整備することとし、瀬・淵の消失等の河川環境に影響を与える恐れがある場合には、その影響の低減を図るため堤防、護岸、河道掘削等の施工形状、工法等の工夫に努めます。</p> <p>河道掘削に際しては形状に変化をつけるなど動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、必要に応じて代替措置等を行い環境への影響の低減に努めます。また、河道掘削後には洪水時の河床や河川水面の状況、洪水前後での植生の繁茂や動物の生息状況等をモニタリングし必要な措置を講じていきます。</p> <p>河口部等の河道掘削を行う場合にはアユ等の遡上経路の確保や産卵床となっている瀬等の良好な自然環境の保全に努めます。</p> <p>護岸の整備については、洪水流から堤防を防護するため高水敷や護岸、根固工の整備、又は根継ぎ等による護岸の補強を行います。</p> <p>流下物の処理として、洪水時等の河道の流下阻害とならないよう流木・ゴミ等については適切に除去を行います。</p> <p>大井川のより良い河川環境を実現していくため、河川愛護団体、NPO、市民団体、地域住民等と調整・連携するとともに、協働による河川清掃活動等、地域住民等の自主的な参画による活動を推進し、地域と一体となった河川管理を推進していきます。</p>	<p>第3章第1節 第3項 1 (1)</p> <p>第3章第1節 第1項 1 (1)</p> <p>第3章第1節 第3項 1 (1)</p> <p>第3章第1節 第1項 2 (1)</p> <p>第3章第2節 第1項 6</p> <p>第3章第2節 第3項 2 (1)</p>

第4回 大井川流域委員会でいただいた大井川流域の連携に関するご意見に対する考え方(H23.1.15版)

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所等	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	(原案)記載箇所
第4回大井川流域委員会	—	<p>(3) 中部電力静岡支店</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化による影響として、降雪量は、平成15～21年の東俣堰堤の監視カメラから判断すると、多少減少傾向が伺える。 2. 昭和10年代～30年代に建設されたダムが多いため、計画堆砂量は不明であるが、総貯水量に対する堆砂率は、平成20年測量結果から、畑窪第一ダムは40%、井川ダム27%となっている。赤石ダムは新しいダムであるため、計画堆砂量が設定されており、計画堆砂量に対して45%となっている。この3つのダムの堆砂率は年々増加傾向にある。 3. 過去の主要洪水時のダム放流量とダム流入量に関しては、井川ダムでは洪水時の出水になるような時はほとんど台風時であり、平成12年から21年に高水流量を超えるような出水が、5回起こっている。近年の洪水では、平成19年7月洪水時に最大流入量1,644m³/s、最大放流量1,145m³/sとなっている。 4. 地球温暖化によるダム操作変更の予定は今のところ無い。 5. 塩郷ダムからの維持放流量に対する電力の損失額は、1KW/hr当たりの単価による考え方が難しいため、回答は控えさせていただきますが、年間の損失電力量は最大で2,450万KW/hrになる。 6. 河川生息環境改善協力に関して、水量については河川維持流量の確保に関わるガイドラインに従い定められた流量を放流しており、河川環境の改善を図っていると考えている。水質関係については、所定の環境基準を満足していると認識している。フラッシュ放流の実績は無い。 7. 水力発電状況については、大井川水系には13発電所があり、最大水力で約65万kw/hr、発電電力量は、年間で22億kw/hrとなっている。発電電力量は静岡県中部地域をカバーする重要な電源となっている。 8. 新たな水力発電所を作る計画は無い。 9. 正常流量の回復については、弊社はコメントする立場に無いが、現在の濁水傾向を踏まえ、ダムを地域の水がめと考えると、更なる増放流については下流域の影響を考えると利水安全度の低下につながるのではないかと危惧している。 10. 企業の社会的な責任としては、維持流量の協力、地元関係者と協力を図りながら、環境教育など積極的に取り組んでいく。 	<p>大井川の水利用、特に発電事業者の立場から貴重なご意見、ご発言をいただき誠にありがとうございました。</p>	

第4回 大井川流域委員会でいただいた大井川流域の連携に関するご意見に対する考え方(H23.3.15版)

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所等	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	(原案)記載箇所
第4回 大井川流域 委員会	—	<p>(4) 森林組合 おおいがわ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最近の森林の維持管理状況については、十分ではない。 2. 林業の後継者不足については、危惧している。また、雇用対策としては、産業としての構造改革をして、これから若い人に入っていただけるような団体になっていく必要があるが、現状としては解決策が見えていない。 3. 森林の保水機能は、樹種による能力の違いは無い。 4. 針葉樹と広葉樹の比率は、針葉樹が76%であり、その内、民有林率が63%となっている。また、林齢構成は、50年生がピークとなっている。 5. 林道は予算の関係で新規の路線が出来ていない。その代わりに作業道が出来ている。 6. 大井川中・下流域のスギ、ヒノキを積極的に利用する方策は、予算の面でマイナスになるため、実施していない。 	<p>大井川の流域関係者、特に森林事業者の立場から貴重なご意見、ご発言をいただき誠にありがとうございました。</p>	
第4回 大井川流域 委員会	—	<p>(5) 大井川農業協同組合の発言</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 田植えの時期が20年程前に比べると、半月程早くなっているが、茶の収穫期と競合しているためであり、地球温暖化が原因ではない。 2. 水田、農地、茶園の比率は、面積で言えば、平成20年の作物統計によると、耕地面積が9,000haで、その内、水田面積が3,100haとなっており、農地面積は5,900ha(内、茶園の面積が4,450ha)となっている。 3. 地下水位の変化状況について、直接くみ上げている部分に対しては、影響はほとんどない。 4. 2005年の農業生産等の調査から比べると、農家数、農業就業人口、専業農業数はだいぶ減ってきている。 5. 今後の水需要については、耕地面積は減少してきているが、兼業農家が増えたため田植えの時期が重なり、水需要が集中する。また、冬季用水は、特にレタスが県下の21%の栽培面積を占め、さらに、榛原、牧之原も産地があるため、冬の用水も欠かせない。 	<p>大井川の流域関係者、特に農業事業者の立場から貴重なご意見、ご発言をいただき誠にありがとうございました。</p>	

第4回 大井川流域委員会でいただいた大井川流域の連携に関するご意見に対する考え方(H23.3.15版)

「多くのご意見をいただきましたので、現時点では河川管理者の考え方に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所等	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	(原案)記載箇所
第4回大井川流域委員会	—	<p>(6) 大井川土地改良区の発言</p> <p>1. 農業従事者数、受益面積は、昭和26年の組合発足時から比べ減少している。</p> <p>2. 農業用水の今後の需要は、営農の多様化のため単位面積当たりの使用水量の拡大が想定される。</p> <p>3. 正常流量確保策には様々な手段がある中で、利水量を減らして、正常流量を確保することは、安定供給に困難を極める。</p> <p>4. 渇水調整等の基準点がJR橋から河川整備基本方針で9k上流の神座地点に移動したことによる渇水リスクの増大を心配している。H18年8月に河川管理者から回答を頂いた新たな正常流量の確保の方策が確立されるまでは、渇水調整の基準地点はJR橋で11m³/sとするということの確約をお願いしたい。</p> <p>5. 公共事業で造成した農業施設の維持管理は、農業者だけでは困難。農地に用水を安定的に供給するのは行政の義務であると考えている。</p> <p>6. 牛尾山開削地点の1k上流の水路橋が、開削によって河床低下して、橋脚が洗掘し、支障が発生した場合、その対応は原因者負担でお願いしたい。</p> <p>7. 現在我々が受けている、大井川の多様な恵みを後生に引き継ぐのは当然の義務と考えている。</p> <p>8. 農業用水の効率的な運用により節水に努めている。用水を効率的に活用するために、組織的に委員会を設立し、通水を計画し、田植え時期を決定し、育苗計画を策定している。安定的な用水計画が崩れると円滑な田植えが困難となる。渇水リスクにつながるような正常流量の基準点の移動に関しては、明確で納得のいく説明していただきたい。</p>	<p>大井川の水利用、特に土地改良事業者の立場から貴重なご意見、ご発言をいただき誠にありがとうございました。</p> <p>流水の正常な機能を維持するため、水利権の更新時における適正な見直し等、水利秩序に配慮しつつ、関係機関と調整・協議して実施していきます。</p> <p>神座地点を流水管理の基準点とすることについては、河川整備基本方針において決定し、本整備計画においても踏襲するものです。基準点を神座地点として渇水時等の流水管理とすることに対し、更なる検討を踏まえた上で、関係機関と別途調整する必要があると認識しています。</p> <p>牛尾山開削について、河道掘削後には洪水時の河床などのモニタリングを行い、必要な措置を講じるとしています。整備を行うに際しては、必要に応じ関係機関等と事前の調整や情報の共有を図りながら進めていきます。</p>	<p>第3章第1節第2項 2</p> <p>第3章第1節第1項 1 (1)</p>